

中間連結財務諸表

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明

当行は、前中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、北光監査法人の監査証明を受けております。

科 目	前中間連結会計期末 (平成22年9月30日)	当中間連結会計期末 (平成23年9月30日)
	金額	金額
(資産の部)		
現金預け金	15,599	14,512
コールローン及び買入手形	48,300	57,200
商品有価証券	7	26
金銭の信託	—	15,000
有価証券	142,670	176,490
貸出金	451,191	474,345
外国為替	488	884
その他資産	15,764	7,003
有形固定資産	9,606	10,086
無形固定資産	564	471
繰延税金資産	6,018	5,501
支払承諾見返	5,213	4,857
貸倒引当金	△ 5,494	△ 8,335
資産の部合計	689,931	758,043
(負債の部)		
預渡性預金	630,099	685,535
借入金	10,031	10,082
外国為替	5,321	23,071
社債	—	7
その他負債	1,200	1,200
退職給付引当金	9,838	9,364
退職給付引当金	2,308	2,212
睡眠預金払戻損失引当金	11	8
偶発損失引当金	200	274
災害損失引当金	—	29
ポイント引当金	19	17
利息返還損失引当金	14	10
再評価に係る繰延税金負債	1,204	1,185
支払承諾	5,213	4,857
負債の部合計	665,461	737,858
(純資産の部)		
資本金	8,233	8,233
資本剰余金	6,159	6,159
利益剰余金	9,148	5,423
自己株式	△ 62	△ 63
株主資本合計	23,479	19,752
その他有価証券評価差額金	△ 2,233	△ 2,366
土地再評価差額金	1,554	1,527
その他の包括利益累計額合計	△ 678	△ 839
少数株主持分	1,669	1,271
純資産の部合計	24,469	20,185
負債及び純資産の部合計	689,931	758,043

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 単位：百万円

① 中間連結損益計算書

科 目	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
	金額	金額
経常収益	8,405	8,531
資金運用収益	5,638	5,329
(うち貸出金利息)	(5,001)	(4,697)
(うち有価証券利息配当金)	(602)	(604)
役員取引等収益	1,174	1,136
その他業務収益	1,528	1,277
その他経常収益	63	787
経常費用	7,547	7,420
資金調達費用	487	352
(うち預金利息)	(369)	(234)
役員取引等費用	444	410
その他業務費用	815	937
営業経費	4,934	4,925
その他経常費用	865	793
経常利益	857	1,110
特別利益	28	5
固定資産処分益	—	5
償却債権取立益	22	—
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	5	—
特別損失	38	31
固定資産処分損失	29	8
減損損失	8	10
災害による損失	—	12
税金等調整前中間純利益	848	1,084
法人税、住民税及び事業税	465	32
法人税等調整額	△ 118	364
法人税等合計	347	396
少数株主損益調整前中間純利益	500	688
少数株主利益	81	13
中間純利益	419	674

② 中間連結包括利益計算書

単位：百万円

科 目	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
	金額	金額
少数株主損益調整前中間純利益	500	688
その他の包括利益	△ 237	366
その他有価証券評価差額金	△ 237	366
中間包括利益	263	1,055
親会社株主に係る中間包括利益	181	1,041
少数株主に係る中間包括利益	81	13

中間連結財務諸表

中間連結株主資本等変動計算書

単位：百万円

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間		前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
株主資本			その他の包括利益累計額		
資本金			その他有価証券評価差額金		
当期首残高	8,233	8,233	当期首残高	△ 1,995	△ 2,733
当中間期変動額			当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 237	367
当中間期末残高	8,233	8,233	当中間期変動額合計	△ 237	367
資本剰余金			当中間期末残高	△ 2,233	△ 2,366
当期首残高	6,159	6,159	土地再評価差額金		
当中間期変動額			当期首残高	1,556	1,528
自己株式の処分	△ 0	—	当中間期変動額		
当中間期変動額合計	△ 0	—	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1	△ 1
当中間期末残高	6,159	6,159	当中間期変動額合計	△ 1	△ 1
利益剰余金			当中間期末残高	1,554	1,527
当期首残高	8,964	4,984	その他の包括利益累計額合計		
当中間期変動額			当期首残高	△ 439	△ 1,205
剰余金の配当	△ 236	△ 236	当中間期変動額		
中間純利益	419	674	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 239	365
土地再評価差額金の取崩	1	1	当中間期変動額合計	△ 239	365
当中間期変動額合計	183	438	当中間期末残高	△ 678	△ 839
当中間期末残高	9,148	5,423	少数株主持分		
自己株式			当期首残高	1,608	1,259
当期首残高	△ 61	△ 62	当中間期変動額		
当中間期変動額			株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	60	12
自己株式の取得	△ 1	△ 0	当中間期変動額合計	60	12
自己株式の処分	0	—	当中間期末残高	1,669	1,271
当中間期変動額合計	△ 1	△ 0	純資産合計		
当中間期末残高	△ 62	△ 63	当期首残高	24,466	19,368
株主資本合計			当中間期変動額		
当期首残高	23,296	19,314	剰余金の配当	△ 236	△ 236
当中間期変動額			中間純利益	419	674
剰余金の配当	△ 236	△ 236	自己株式の取得	△ 1	△ 0
中間純利益	419	674	自己株式の処分	0	—
自己株式の取得	△ 1	△ 0	土地再評価差額金の取崩	1	1
自己株式の処分	0	—	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 178	377
土地再評価差額金の取崩	1	1	当中間期変動額合計	3	816
当中間期変動額合計	182	438	当中間期末残高	24,469	20,185
当中間期末残高	23,479	19,752			

中間連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万円

区 分	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	848	1,084
減価償却費	438	384
減損損失	8	10
負のれん償却額	△3	—
貸倒引当金の増減(△)	△367	△1,530
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△51	△41
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△5	△3
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	62	△3
災害損失引当金の増減額(△は減少)	—	△42
ポイント引当金の増減額(△は減少)	0	△3
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△0	△27
資金運用収益	△5,638	△5,329
資金調達費用	487	352
有価証券関係損益(△)	△479	419
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	—	△6
固定資産処分損益(△は益)	29	3
貸出金の純増(△)減	△1,359	△18,469
預金の純増減(△)	15,288	55,138
譲渡性預金の純増減(△)	2,330	△3,448
借入金(劣後特約借入金を除く)の純増減(△)	△148	17,774
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△135	100
コールローン等の純増(△)減	2,600	△57,200
外国為替(資産)の純増(△)減	△125	△78
外国為替(負債)の純増減(△)	—	7
資金運用による収入	5,647	5,320
資金調達による支出	△688	△411
その他	175	215
小計	18,912	△5,782
法人税等の支払額	△186	△362
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,726	△6,144

区 分	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
	金額	金額
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△87,426	△83,435
有価証券の売却による収入	65,194	66,592
有価証券の償還による収入	3,284	2,426
金銭の信託の増加による支出	—	△15,000
有形固定資産の取得による支出	△318	△687
無形固定資産の取得による支出	△13	△35
有形固定資産の除却による支出	△34	△2
有形固定資産の売却による収入	—	5
子会社株式の取得による支出	△15	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,329	△30,137
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△236	△236
少数株主への配当金の支払額	△2	△1
自己株式の取得による支出	△1	△0
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△241	△238
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2	0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△846	△36,521
現金及び現金同等物の期首残高	15,236	50,587
現金及び現金同等物の中間期末残高	14,390	14,066

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (当中間連結会計期間)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 5社

会社名

東北ビジネスサービス株式会社
株式会社東北ジェーシーピーカード
東北保証サービス株式会社
とうぎん総合リース株式会社
東北銀ソフトウェアサービス株式会社

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもの

のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,850百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生している額と認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積りも必要と認める額を計上しております。

連結子会社については、該当ありません。

(8) 災害損失引当金の計上基準

当行の災害損失引当金は、東日本大震災による店舗損傷等に伴い、当中間連結会計期間末以降に見込まれる店舗修繕費用及び店舗取壊費用の発生に備えるため、当該損失見積額を計上しております。

連結子会社については、該当ありません。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額

を計上しております。

連結子会社については、該当ありません。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社については、該当ありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスクヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうちヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社については、該当ありません。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報(当中間連結会計期間)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

注記事項(当中間連結会計期間)

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,570百万円、延滞債権額は24,893百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は345百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は439百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,249百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,184百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 23,117百万円

現金預け金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 5,074百万円

借入金 18,000百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券22,383百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は43百万円及び敷金は18百万円あります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は179,171百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが173,884百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,675百万円

中間連結財務諸表

9. 有形固定資産の減価償却累計額 10,636百万円
 10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。
 11. 社債は、劣後特約付社債であります。
 12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は631百万円です。

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益427百万円及び償却債権取立益265百万円を含んでおります。
 2. その他経常費用には、株式等売却損288百万円、株式等償却265百万円及び貸出金償却183百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

単位：千株

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	95,099	—	—	95,099	
合計	95,099	—	—	95,099	
自己株式					
普通株式	315	1	—	316 (注)	
合計	315	1	—	316	

(注) 当中間連結会計期間増加株式数1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	236	2.5	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	236	利益剰余金	2.5	平成23年 9月30日	平成23年 12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

平成23年9月30日現在	
現金預け金勘定	14,512
定期預け金	—
その他の預け金	△ 445
現金及び現金同等物	<u>14,066</u>

(リース取引関係)

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

リース料債権部分	2,233百万円
見積残存価額部分	89百万円
受取利息相当額	△ 216百万円
リース投資資産	<u>2,106百万円</u>

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

単位：百万円

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	—	776
1年超2年以内	—	577
2年超3年以内	—	433
3年超4年以内	—	256
4年超5年以内	—	111
5年超	—	77
合計	—	2,233

(借手側)

該当ありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

単位：百万円

	中間連結 貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	14,512	14,512	—
(2) コールローン及び買入手形	57,200	57,200	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	26	26	—
(4) 金銭の信託	15,000	15,000	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,046	20,404	358
その他有価証券	155,614	155,614	—
(6) 貸出金	474,345		
貸倒引当金（*1）	△7,425		
	466,919	473,216	6,297
(7) 外国為替	884	884	—
資産計	730,204	736,859	6,655
(1) 預金	685,535	685,765	230
(2) 譲渡性預金	10,082	10,062	△20
(3) 借入金	23,071	22,966	△105
(4) 社債	1,200	1,213	13
負債計	719,889	720,007	118
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	1	1	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

預け金は満期のない預け金のみであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

金銭の信託は、残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、満期保有目的の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は当行が合理的と判断した情報ベンダー及び取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、保全、期間に基づき、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は558百万円増加、「繰延税金資産」は225百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は332百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフローアプシオン価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、固定金利によるものは元利金の合計額を、変動金利によるものは金利更改日までの元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用される金利スワップの特例処理は、ヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）及び通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) その他有価証券」には含まれておりません。

単位：百万円

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)(*2)	802
②組合出資金(*3)	26
合 計	828

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金は投資事業有限責任組合への出資金であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※「子会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,595	4,709	113
	地方債	4,731	4,753	22
	社債	7,851	8,084	232
	その他	—	—	—
	小計	17,179	17,547	368
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	1,023	1,023	△0
	社債	1,344	1,336	△7
	その他	500	497	△2
	小計	2,867	2,857	△10
合 計		20,046	20,404	358

中間連結財務諸表

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	438	337	100
	債券	97,232	96,340	892
	国債	58,659	58,132	527
	地方債	2,728	2,715	13
	社債	35,843	35,492	351
	その他	1,522	1,500	22
	小計	99,193	98,177	1,015
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	3,401	4,980	△ 1,578
	債券	47,146	47,503	△ 357
	国債	28,135	28,150	△ 15
	地方債	1,992	2,000	△ 7
	社債	17,018	17,353	△ 334
	その他	5,873	8,905	△ 3,032
	小計	56,421	61,389	△ 4,968
合計		155,614	159,567	△ 3,952

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は260百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合についてはすべて、また、30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式のうち、当該株式の発行会社の財政状態が悪化し取得原価に比べ実質価額が著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該価額をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は4百万円（非上場株式）であります。

また、実質価額が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における実質価額が取得原価に比較して50%以上下落している場合で実質価額の回復可能性が認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が中 間連結貸借対 照表計上額を 超えるもの (百万円)	うち時価が中 間連結貸借対 照表計上額を 超えないもの (百万円)
満期保有目的 の金銭の信託	15,000	15,000	—	—	—

(注) 「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

○その他有価証券評価差額金（平成23年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

単位：百万円

	金額
評価差額	△ 3,952
その他有価証券	△ 3,952
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	1,586
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△ 2,366
(△) 少数株主持分相当額	△ 0
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△ 2,366

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	199.54円

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	7.11円
(算定上の基礎)	
中間純利益	674百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る中間純利益	674百万円
普通株式の期中平均株式数	94,783千株

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業を中心にリース業などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業務」及び「リース業務」を報告セグメントとしております。

「銀行業務」は、銀行業、銀行事務代行業及び信用保証業を中心とした銀行業を行っております。「リース業務」は、リース業を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメント間の取引方法は、一般的な取引と同様の条件で行っております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

単位：百万円

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	7,394	745	8,140	265	8,405	—	8,405
セグメント間の内部経常収益	136	36	172	108	281	△281	—
計	7,530	782	8,312	373	8,686	△281	8,405
セグメント利益	722	4	727	6	733	123	857
セグメント資産	689,249	4,460	693,709	2,979	696,688	△6,757	689,931
セグメント負債	666,622	3,442	670,064	2,009	672,074	△6,612	665,461
その他の項目							
減価償却費	411	25	437	4	442	△3	438
資金運用収益	5,593	0	5,594	79	5,674	△35	5,638
資金調達費用	484	25	509	10	519	△32	487
特別利益	28	—	28	0	28	—	28
特別損失	38	—	38	—	38	—	38
税金費用	271	2	273	25	298	48	347
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	312	18	331	0	332	△0	331

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業であります。

3. セグメント利益の調整額123百万円、セグメント資産の調整額△6,757百万円及びセグメント負債の調整額△6,612百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業を中心にリース業などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業務」及び「リース業務」を報告セグメントとしております。

「銀行業務」は、銀行業、銀行事務代行業及び信用保証業を中心とした銀行業を行っております。「リース業務」は、リース業を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。

報告されているセグメント間の取引方法は、一般的な取引と同様の条件で行っております。

中間連結財務諸表

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

単位：百万円

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	7,572	666	8,238	292	8,531	—	8,531
セグメント間の内部経常収益	275	40	316	255	572	△572	—
計	7,848	707	8,555	548	9,103	△572	8,531
セグメント利益又はセグメント損失(△)	1,197	△8	1,189	78	1,267	△157	1,110
セグメント資産	756,502	3,482	759,984	2,644	762,629	△4,585	758,043
セグメント負債	738,943	2,505	741,448	1,641	743,089	△5,231	737,858
その他の項目							
減価償却費	351	29	381	4	385	△1	384
資金運用収益	5,301	0	5,302	57	5,360	△30	5,329
資金調達費用	351	20	372	7	380	△27	352
特別利益	5	—	5	—	5	—	5
特別損失	31	—	31	0	31	—	31
税金費用	371	△18	353	54	407	△11	396
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	721	15	737	0	738	△14	723

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業であります。
 3. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額△157百万円、セグメント資産の調整額△4,585百万円及びセグメント負債の調整額△5,231百万円は、セグメント間取引消去であります。
 4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

単位：百万円

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	5,001	1,331	2,071	8,405

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

 当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

 当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

 特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

単位：百万円

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	4,697	1,146	2,687	8,531

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

 当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

 当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

銀行業務セグメントにおいて固定資産の減損損失が発生しておりますが、金額が僅少のため記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

銀行業務セグメントにおいて固定資産の減損損失が発生しておりますが、金額が僅少のため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当ありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

銀行業務セグメントにおいて負ののれん発生益はありますが、金額が僅少のため記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当ありません。

中間連結財務諸表

連結リスク管理債権

単位：百万円

銀行法施行規則第19条の3に基づき開示する連結ベースでの「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」の額は以下のとおりです。

区 分	平成22年9月期	平成23年9月期
破 綻 先 債 権 額	2,320	1,570
延 滞 債 権 額	13,840	24,893
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権 額	400	345
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	837	439
合 計	17,398	27,249

連結自己資本比率 [国内基準]

単位：百万円

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

項 目	平成22年9月期	平成23年9月期
資 本 金	8,233	8,233
うち非累積的永久優先株	—	—
新 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	6,159	6,159
利 益 剰 余 金	9,148	5,423
自 己 株 式 (△)	62	63
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
社 外 流 出 予 定 額 (△)	236	236
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△) (注1)	—	—
為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
新 株 予 約 権	—	—
連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分	1,669	1,271
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
の れ ん 相 当 額 (△)	—	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
繰 延 税 金 資 産 の 控 除 金 額 (△)	—	—
計 (A)	24,911	20,787
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	—	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,241	1,220
一 般 貸 倒 引 当 金	1,327	2,284
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	6,200	6,200
うち永久劣後債務 (注3)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	6,200	6,200
計	8,768	9,704
うち自己資本への算入額 (B)	8,768	9,336
控 除 項 目 (注5) (C)	—	—
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	33,680	30,123
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	276,635	277,397
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	5,258	4,815
信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (E)	281,893	282,212
オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	24,950	24,242
(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,996	1,939
計 (E) + (F) (H)	306,844	306,455
連 結 自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準) = (D) / (H) × 1 0 0	10.97%	9.82%
(参 考) T i e r 1 比 率 = (A) / (H) × 1 0 0	8.11%	6.78%

(注) 1. 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例（平成20年金融庁告示第79号）」を適用しております。

2. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

3. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

5. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。